医療機関は７月１日より「敷地内禁煙」
健康増進法・一部改正

2018 年 7 月に成立した健康増進法の一部改正に基づき、19 年 7 月 1 日から病院・診療所の「屋内」は全面禁煙とされた。また、敷地内（屋外）についても「特定屋外喫煙場所」を設置した場合は、その場所でのみ喫煙が可能だが、それ以外の場所では屋外も禁煙となる。禁煙の対象は、燃焼式たばこ･加熱式たばこの別を問わず、違反した場合には都道府県知事による喫煙中止などの命令などが行われ、これに従わない場合には助言および指導等を行って法違反状態を早期に是正することを促していくこととなるが、著しい違反については罰金などが科せされる場合がある。病院･診療所における受動喫煙対策義務化の概要は次の通り（編集：保団連）。

1. 病院・診療所等は、健康増進法に定める「第一種施設」であり、「第一種施設」は、19 年 7 月 1 日から下記の取扱いとなった。
   （1）屋内は完全禁煙とする。
   （2）敷地内（屋外）は、下記に掲げる必要な措置を行った「特定屋外喫煙場所」を設置した場合に、そこでのみ、喫煙を許可することができる。なお、屋外についても完全禁煙とすることが望ましい。
   ①パーテーション等によって、喫煙をすることができる場所と非喫煙場所が区画されている。
   ②「特定屋外喫煙場所」は、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所である。
   ③ 20 歳未満の方（職員を含む）は、喫煙を目的としない場合であっても、「特定屋外喫煙場所」への立入は、一切禁止である。
   ③「特定屋外喫煙場所」には、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識（上に例示）を掲げる。なお、大きさに定めはないが、見やすく表示することが望ましい。また、「この場所以外では喫煙は禁止です」などの文言を追加することは可能である。
   ④近隣の建物に隣接するような場所に「特定屋外喫煙場所」を設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

2. 院長は、「特定屋外喫煙場所」以外の場所に、専ら喫煙の用に供されるための器具および設備（灰皿、スモークテーブル等）を、喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。また、「特定屋外喫煙場所」以外で喫煙または喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止または当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。さらに、これら以外にも、医療機関等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

3. 適用除外
   ①家庭の場所（個人の居宅）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等は、特定施設等に係る規制は適用しない。ただし、適用除外の場所であっても、当該施設の管理権原者等は、望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないことに留意する。
   ②入所施設においても、多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用除外の場所には当たらず、原則屋内禁煙の措置を講じなければならない。
   ③病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しない。

4. 診療報酬の施設基準で求められる「屋内禁煙」「敷地内禁煙」との関連
   診療報酬の施設基準において、「屋内禁煙」や「敷地内禁煙」が要件とされている点数がある。19 年 7 月 1 日以降も施設基準における「屋内禁煙」や「敷地内禁煙」の要件については変更がない。従って、診療報酬の施設基準においては下記の取り扱いとなる。
   （1）健康増進法では、どんな場合も屋内は禁煙となり、診療報酬上で「敷地内禁煙」とされていない場合に限り、敷地内に設置した「特定屋外喫煙場所」で喫煙を許可することができる。
   （2）診療報酬の施設基準に定める「敷地内禁煙」は、敷地内での全ての喫煙が不可である。ただし、A200 総合入院体制加算を算定している場合は、診療報酬の施設基準では原則「敷地内禁煙」であるが、「緩和ケア病棟入院料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る）、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料または地域移行機能強化病棟入院料を算定している病棟においては、分煙でも差し支えない」とされている。
   （3）従って 19 年 7 月 1 日以降の取り扱いは、次のように整理される。
   ①健康増進法で規定する「敷地内禁煙」は、「特定屋外喫煙場所」を設置した場合にそこでの喫煙は可能だが、診療報酬の「敷地内禁煙」は敷地内での全ての喫煙が不可のため、診療報酬要件も健康増進法も守る場合は、上記病棟も含めて敷地内完全禁煙とする必要がある。
   ②仮に「敷地内」は禁煙だが緩和ケア病棟入院料等の病棟で分煙をしている場合は、診療報酬の施設基準要件は満たしているため、19 年 7 月 1 日以降も診療報酬の返還等の対象とはならない。ただし、健康増進法には違反する。

ポイント

- 19 年 7 月 1 日より、医療機関の屋内は例外なく完全禁煙となる。
- 個人または中小企業が経営する飲食店（第二種施設）のうち客席面積 100㎡以下の場合は経過措置があるが、病院・診療所には経過措置がない。
- 屋内であれば、他の人が入室できない個人の休憩室や執務室であっても禁煙となる。
- ベランダについては、屋根があり側壁が概ね半分以上覆われている場合は屋内と見なされて禁煙となる。
- 医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該医療機関の保有または借用している部分が禁煙となる。
- A200 総合入院体制加算を算定する病院で、「敷地内」は禁煙だが緩和ケア病棟入院料等の病棟で分煙をしている場合は、診療報酬の施設基準要件は満たしているため、19 年 7 月 1 日以降も診療報酬の返還等の対象とはならない。ただし、健康増進法には違反する。